

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）</p> <p>第十三条 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第四項から第六項まで及び第十項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二第二項及び第三項並びに第五十二条の二の三から第五十二条の二の十までの規定とする。</p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法（第三十二条、第四十条、第四十一条（第四号を除く。）、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第六十五条（第一号及び第六号を除く。）を除く。）の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法（第十三条の四、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六を除く。）の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附則</p> <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）</p> <p>第十三条 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第四項から第六項まで、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項及び第五十二条の二の三から第五十二条の二の十までの規定とする。</p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法（第三十二条、第四十条、第四十一条（第四号を除く。）、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第六十五条（第一号及び第六号を除く。）を除く。）の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法（第十三条の四、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六を除く。）の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

第十六条の二第二項 第十一号ト	(略)	第十六条の二第二項	(略)	読み替える銀行法の 規定
第十六条の二第二項 第十三号	(略)	次に掲げる会社（ 第一号、第二号の 二から第四号まで 、第六号、第十一 号から第十二号の 二まで又は第十三 号に掲げる会社（ 国内の会社に限る 。	(略)	読み替えられる字句
前各号及び次号	(略)	イ、ハ及びニ	(略)	読み替える字句
第一号、第二号の 二から第四号まで 、第六号及び第十	(略)	ハ	(略)	読み替える字句

第十六条の二第二項 第十一号ト	(略)	第十六条の二第二項	(略)	読み替える銀行法の 規定
(新設)	(略)	次に掲げる会社（ 第一号、第二号の 二から第四号まで 、第六号又は第十 一号から第十三号 までに掲げる会社 （国内の会社に限 る。	(略)	読み替えられる字句
	(略)	イ、ハ及びニ	(略)	読み替える字句
	(略)	ハ	(略)	読み替える字句

(略)	第十六条の二第二項 第一号	
(略)	銀行又は前項第二号 から第十号まで	
(略)	特定承継会社（農 林中央金庫及び特 定農水産業協同組 合等による信用事 業の再編及び強化 に関する法律（平 成八年法律第百十 八号。以下「再編 強化法」という。 ）附則第二十六条 第一項に規定する 特定承継会社をい う。以下同じ。） 又は前項第一号、 第二号の二から第 四号まで若しくは 第六号	一号から第十二号 の二まで

(略)	第十六条の二第二項 第一号	
(略)	銀行又は前項第二号 から第十号まで	
(略)	特定承継会社（農 林中央金庫及び特 定農水産業協同組 合等による信用事 業の再編及び強化 に関する法律（平 成八年法律第百十 八号。以下「再編 強化法」という。 ）附則第二十六条 第一項に規定する 特定承継会社をい う。以下同じ。） 又は前項第一号、 第二号の二から第 四号まで若しくは 第六号	

項 第十六条の二第十二	第十六条の二第九項	第十六条の二第八項	
イ、ハ、ニ	第一項各号	<p>株式会社（第一項第十 二号の三に掲げる会 社にあつては、当該 銀行又はその子会社 が合算してその基準 議決権数を超える議 決権を保有する会社 。以下この項におい て同じ。）</p>	第五条第一項（認可 ）
ハ	<p>第一項各号（第二 号、第五号、第五 号の二、第七号か ら第十号まで、第 十二号の三及び第 十四号を除く。）</p>	子会社	
項 第十六条の二第十一	第十六条の二第九項	(新設)	
イ、ハ、ニ	第一項各号		
ハ	<p>第一項各号（第二 号、第五号、第五 号の二、第七号か ら第十号まで及び 第十四号を除く。 ）</p>		

(係)

第十四条 (略)

2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	(略)	読み替える法令の規定
銀行法施行令第十七条の二第一項第一号書	(略)	読み替えられる字句
第十三条の二ただし書、第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)	(略)	読み替える字句
会社分割(法第十六条の二第七項に規定)	会社分割	四第二項ただし書、第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)

(係)

第十四条 (略)

2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	(略)	読み替える法令の規定
銀行法施行令第十七条の二第一項第一号書	(略)	読み替えられる字句
第十三条の二ただし書、第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)	(略)	読み替える字句
会社分割(法第十六条の二第七項に規定)	会社分割	三第二項ただし書、第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)

<p>する子会社対象銀行等（同条第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してその法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。）</p>	<p>又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲</p>
<p>（農林中央金庫への譲渡を除く。）又は事業の一部の譲受け若しくは農業協同組合（農業協同組合法第七十条第一項の規定に</p>	<p>又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等（同号に掲げる会社を除く。）を子会社とすることとなるもの及び同号に掲</p>

<p>する子会社対象銀行等の子会社とすることとなるものを除く。）</p>	<p>又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等の子会社とすることとなるものを除く。）</p>
<p>（農林中央金庫への譲渡を除く。）又は事業の一部の譲受け若しくは農業協同組合（農業協同組合法第七十条第一項の規定に</p>	<p>又は譲受け（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等の子会社とすることとなるものを除く。）</p>

(略)	(略)	(略)
	<p>ける会社の議決権を 当該事業の一部の譲 渡若しくは譲受けの 当事者である銀行又 はその子会社が合算 してその法第十六条 の四第一項に規定す る基準議決権数を超 えて保有することと なるものを除く。)</p>	<p>より同法第十条第 一項第三号の事業 を行う農業協同組 合連合会の権利義 務を承継したもの を除く。)からの 再編強化法第二条 第三項に規定する 信用事業の全部の 譲受け</p>

(特定承継会社に係る金融庁設置法及び金融庁組織令の適用関係)
第十八条 特定承継会社について金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)及び金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の規定を適用する場合には、同法第四条第一項第六号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第四条第三号イ中「第四十二条第三項」とあるのは「。次条第一項第四号において「再編強化法」という。第四十二条第三項(農林中央

(略)	(略)	(略)
		<p>より同法第十条第 一項第三号の事業 を行う農業協同組 合連合会の権利義 務を承継したもの を除く。)からの 再編強化法第二条 第三項に規定する 信用事業の全部の 譲受け</p>

(特定承継会社に係る金融庁設置法及び金融庁組織令の適用関係)
第十八条 特定承継会社について金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)及び金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の規定を適用する場合には、同法第四条第一項第六号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第四条第三号イ中「第四十二条第三項」とあるのは「。次条第一項第四号において「再編強化法」という。第四十二条第三項(農林中央

金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に
関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準
用する場合を含む。）と、同令第五条第一項第四号中「農水産業
協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び再編強化
法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社（第十九条第一項
第六号ロ及びニ並びに第二十条第一項第一号ただし書において「特
定承継会社」という。）の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令
第十九条第一項第六号ロ中「並びに農林中央金庫」とあるのは「、
農林中央金庫並びに特定承継会社」と、同号ニ中「相手方並びに」
とあるのは「相手方、」と、「水産加工業協同組合」とあるのは「
水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀行法（昭和五十
六年法律第五十九号）第二条第十四項各号に掲げる行為のいづれか
を行う営業を行う者」と、同令第二十条第一項第一号ただし書中「
及び次条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「、次条第一項第一
号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号ツ」とあ
るのは「前条第一項第六号ニ及びビツ」とする。

金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に
関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準
用する場合を含む。）と、同令第五条第一項第四号中「農水産業
協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び再編強化
法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社（第十九条第一項
第六号ロ及びニ並びに第二十条第一項第一号ただし書において「特
定承継会社」という。）の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令
第十九条第一項第六号ロ中「並びに農林中央金庫」とあるのは「、
農林中央金庫並びに特定承継会社」と、同号ニ中「相手方並びに」
とあるのは「相手方、」と、「水産加工業協同組合」とあるのは「
水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀行法（昭和五十
六年法律第五十九号）第二条第十四項各号に掲げる行為のいづれか
を行う営業を行う者」と、同令第二十条第一項第一号ただし書中「
及び次条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「、次条第一項第一
号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号ソ」とあ
るのは「前条第一項第六号ニ及びビソ」とする。